

# 平成27年度大気汚染・水質汚濁等の状況について

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等に基づく調査の結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。これらの結果を踏まえ、環境基準の適合・維持に向け、工場・事業所の規制指導に加え、VOC（揮発性有機化合物）の削減や東京湾環境一斉調査など、快適な生活環境の保全に向けた取組を進めていきます。

## 27 年度環境測定結果のトピック

### 【大気環境】

- 微小粒子状物質（PM2.5）は 20 測定局のうち 16 測定局で環境基準※<sup>1</sup>に適合しました。（平成 26 年度は 18 局中 2 局適合）
- 光化学オキシダント（OX）は、26 年連続全測定局で環境基準に不適合でした。
- 光化学スモッグ注意報は 6 回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

### 【水環境】

- 人の健康の保護に関する環境基準が設定されているカドミウムなど（27 項目）は、全測定地点（河川・海域）ですべての項目が環境基準に適合しました。

## 1 大気汚染の状況

大気汚染の状況を把握するため、住宅地等に設置している一般環境大気測定局（一般局）20 局と、主要道路沿いに設置している自動車排出ガス測定局（自排局）8 局で、年間を通じた連続測定を行っています。（大気測定局配置図（別紙 1））

- ・ 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）は、**全測定局で環境基準に適合**しました。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）は平成 27 年度から**新たに 2 局で測定を開始**しました。



昭和 40 年代の京浜工業地帯

（市史資料室所蔵資料）



現在の京浜工業地帯

## 大気環境改善に向けて

横浜市環境管理計画では、2025 年度までの目標として、環境基準に適合していない光化学オキシダント及び PM2.5 の改善に加え、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）を 0.04 ppm（環境基準は 0.06 ppm）とすることとしており、これらの全局適合に向けた取組を進めます。

### 【具体的な取組】

- ・ 工場・事業所からの排煙に含まれる大気汚染物質の規制指導
- ・ 溶剤やガソリンなどに含まれる VOC の削減指導
- ・ 九都県市など広域で連携したディーゼル車対策や低公害車の導入推進など

## 2 水質汚濁の状況

水質汚濁の状況を把握するため、「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、河川、海域及び地下水の測定を継続的に行っています。

### (1) 河川・海域の水質（公共用水域水質測定地点（別紙2））

- ・生活環境の保全に関する環境基準が設定された項目のうち、**BOD<sup>※2</sup>が全 21 地点、COD<sup>※3</sup>が 7 地点中 6 地点で環境基準に適合**しました。
- ・東京湾で環境基準が設定されている全窒素及び全りんについては、それぞれ 7 地点中 6 地点、5 地点で環境基準に適合しました。



東京湾の赤潮の様子  
(平成 28 年 6 月 30 日)



東京湾の様子  
(平成 28 年 5 月 13 日)

### (2) 地下水質

- ・ 31 地点で地下水質の調査（概況調査）を行い、22 地点で環境基準に適合しました。

## 水環境改善に向けて

- (1) 海域の全測定地点ですべての項目が環境基準に適合するよう対策を進めるとともに、東京湾の水環境に対する市民の関心を高めます。

### 【具体的な取組】

- ・ 山下公園前などで実施している海洋生物の浄化能力を利用した「きれいな海づくり」の施策展開
  - ・ 東京湾に下水処理水を放流している水再生センターの高度化による放流水質の改善（窒素・りんの除去）
  - ・ 「東京湾環境一斉調査」など、国や自治体のほか企業及び市民団体等と連携した活動の推進
- (2) 地下水質の全測定地点での環境基準への適合を目指し、規制指導を適切に実施します。

## 3 その他

詳細については、次のホームページからご覧いただけます。

○平成 27 年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyomamoru/kanshi/press15/data2015.pdf>

### ■用語解説

- ※1 環境基準 : 環境基本法により、大気、水質、騒音等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。
- ※2 B O D : 水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと、河川における有機物による水質汚濁の指標となっています。
- ※3 C O D : 水中の有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域・湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっています。

お問合せ先			
環境創造局環境管理課長	武田 正善	電話 045-671-2474	(環境測定)
環境創造局大気・音環境課長	百瀬 英雄	電話 045-671-2476	(大気汚染の状況)
環境創造局水・土壌環境課長	水上 典男	電話 045-671-2803	(水質汚濁の状況)

別紙1 大気測定局配置図

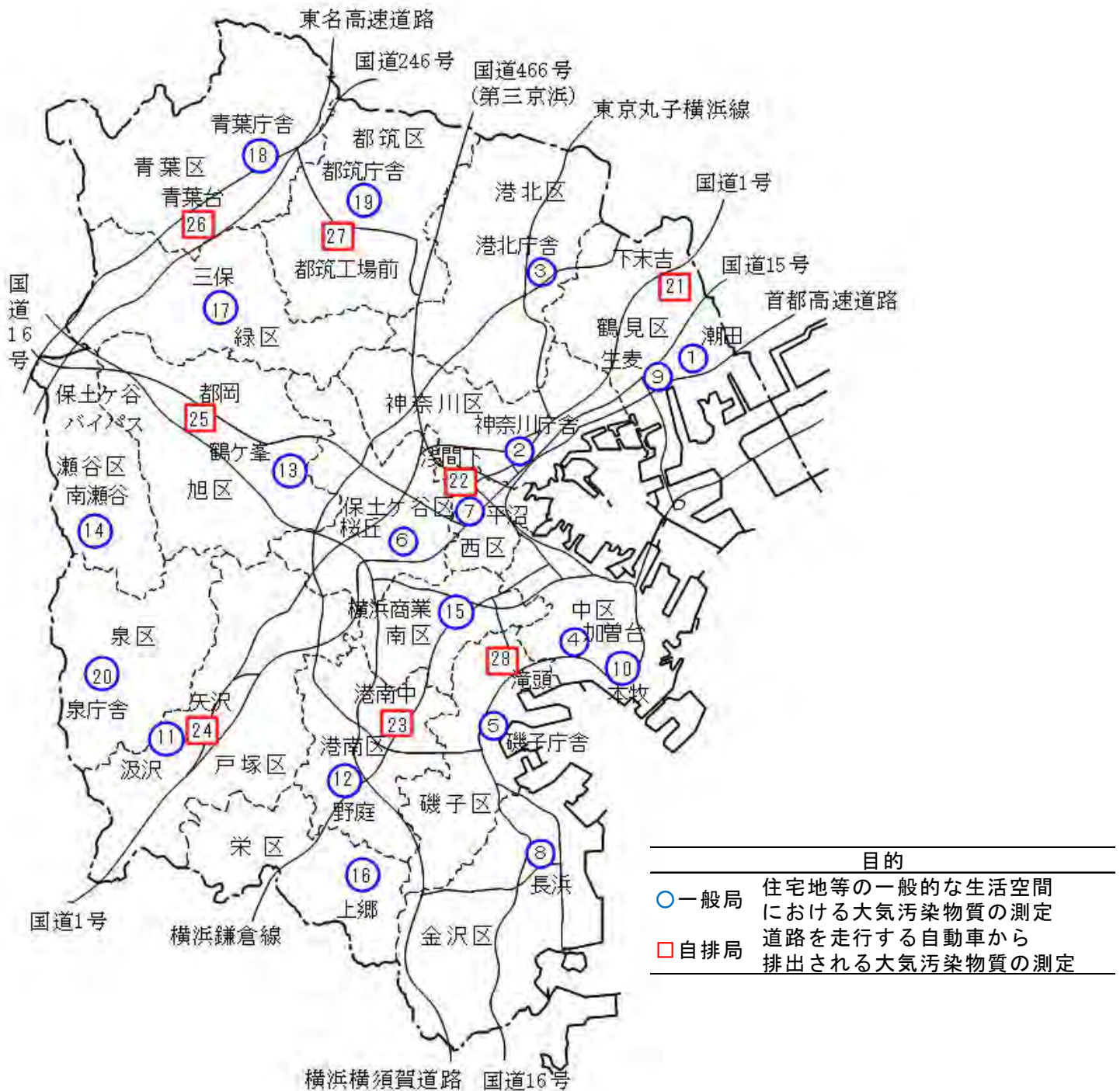


表1 過去5年間の環境基準の適合状況

年度	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		一酸化炭素 (CO)		浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		光化学オキシダント (OX)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	一般局	自排局
H23	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	0/2	0/1
H24	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	0/3	1/3
H25	18/18	3/3	17/20	7/8	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	0/5	0/3
H26	17/17	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	2/15	0/3
H27	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	15/17	1/3

※表中の数字は環境基準適合局数/環境基準評価対象局数を表す



本牧測定局

別紙2 公共用水域水質測定地点

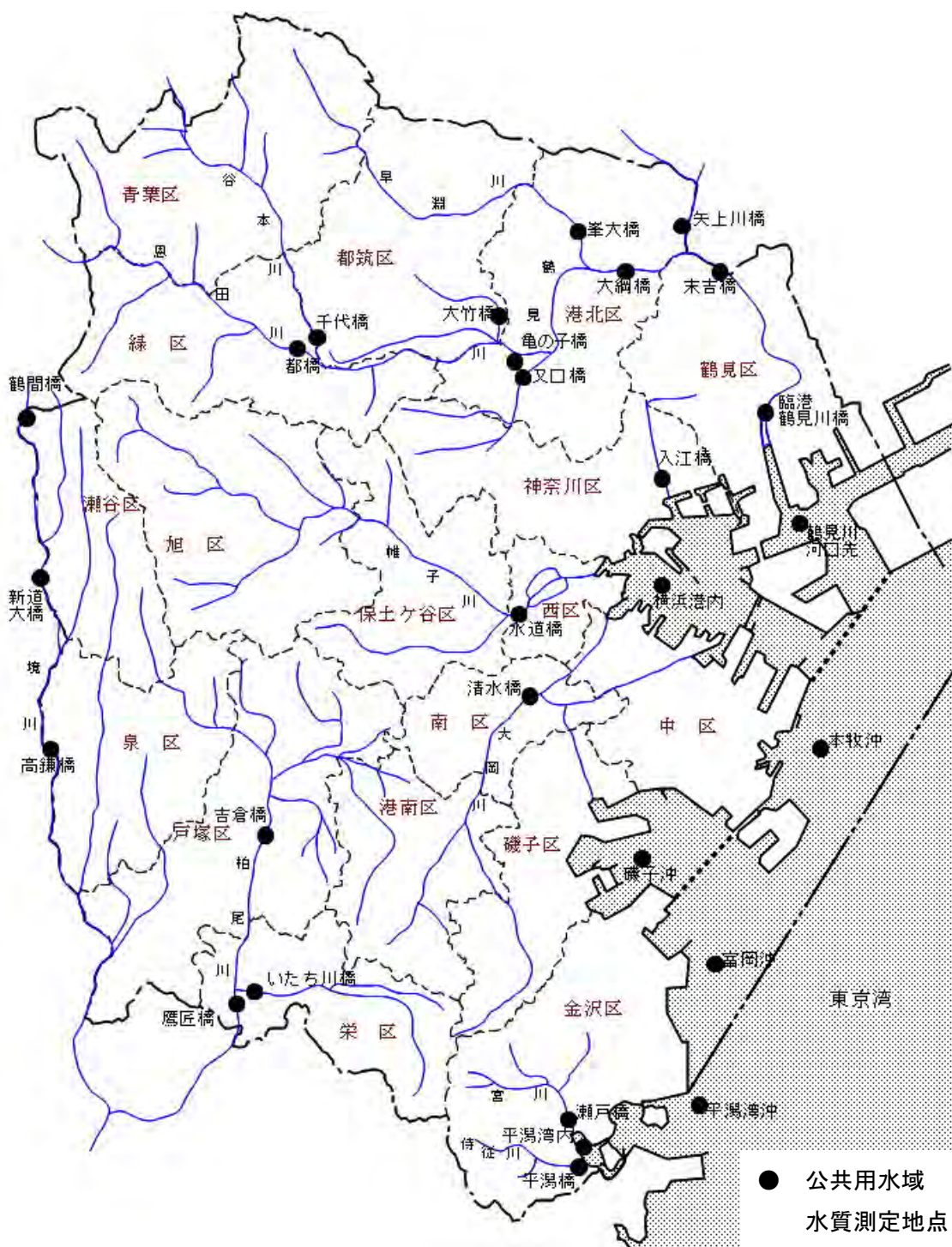
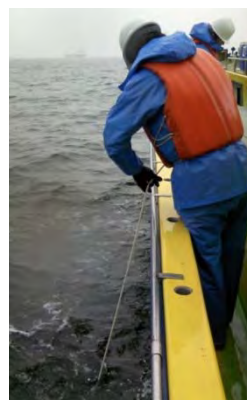


表2 過去5年間の環境基準の適合状況

年度	河川	海域		
	BOD	COD	全窒素	全燐
H23	21 / 21	6 / 7	5 / 7	5 / 7
H24	21 / 21	6 / 7	6 / 7	5 / 7
H25	21 / 21	5 / 7	6 / 7	6 / 7
H26	21 / 21	3 / 7	6 / 7	5 / 7
H27	21 / 21	6 / 7	6 / 7	5 / 7

※表中の数字は環境基準適合地点数／測定地点数を表す



海域の調査の様子